

藤枝市武道館条例の一部を改正する条例

藤枝市武道館条例（昭和59年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

(1) 競技場等

使用区分			使用時間		午前9時	午後1時	午前9時	午後6時	午後1時	午前9時
			午前9時 から午前 12時まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前9時 から午後 9時まで		
第1 道 場	専用 使用	一般、 学生	円	円	円	円	円	円	円	円
		児童、 生徒	2,200	3,300	5,500	3,830	7,130	9,330		
第2 道 場	個人 使用	一般、 学生	1,100	1,630	2,730	1,860	3,510	4,610		
		児童、 生徒	100	150		210				
			50	70		100				
第1会議室			1,310	1,750	3,070	2,630	4,400	5,710		
第2会議室			430	650	1,080	1,080	1,740	2,170		

(2) 空調機

種類		単位	使用料（円）
第1道場	冷房	1時間	670
第2道場	暖房	1時間	620

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。